

株式会社 cocolo
訪問看護ステーションこころ

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 cocolo が設置する訪問看護ステーションこころ(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

- 第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書・介護予防訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称: 訪問看護ステーションこころ
- (2) 所在地: 山形県山形市山家町二丁目7番17号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者: 看護師若しくは保健師 1名

管理者は、職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事す

ることができるものとする。

(2) 看護職員:保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)

訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書、介護予防訪問看護報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:適当数 ※必要に応じて雇用する。

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日:月曜日から金曜日まで 但し、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間:8時30分から17時30分までとする。

2 24時間常時、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持援助
- (3) 栄養および排泄等日常生活の援助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症状に対する生活・精神援助
- (8) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (9) 内服薬の管理
- (10) カテーテルの管理等
- (11) その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処

置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 11 条 ステーションは、基本利用料として介護報酬告示上の額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、超えた額全額を利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、以下の場合に基本利用料のほかその他の利用料として、下記の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置(15,000 円)

(2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は下記のとおり実額を徴収する。

往復 10 km未満 200 円

往復 10 km以上 20 km未満 300 円

往復 20 km以上 30 km未満 400 円

往復 30 km以上 500 円

(3) 当日キャンセルの場合、利用者負担額の 100%相当額（但し、利用者負担割合が 0%の場合にはサービス費用総額の 10%に相当する額）のキャンセル料を徴収することとする。

但し利用者の容態の急変など、緊急の場合や、やむを得ない事情がある場合には不要とする。

前日までに連絡があった場合には、キャンセル料は徴収しない。

(4) 契約書第 10 条 3 及び重要事項説明書 9-③にあるように事業者が管理する情報の開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、山形市・上山市・天童市・寒河江市・東根市・山辺町・中山町・河北町とする。

(相談・苦情対応)

第 13 条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から 5 年間保存する。

(事故処理)

第 14 条 ステーションは、訪問看護の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から 5 年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後 3 か月以内の初任研修

(2) 年 2 回の業務研修

2 ステーションは、利用者に対する虐待の防止のための措置を適切に実施する担当者を置き、対策を検討する委員会を定期的に開催する。その結果について職員に周知徹底する。虐待防止のための指針を整備、及び職員に対して虐待の防止のための研修を定期的に実施する。サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 ステーションは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止する。身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

4 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

5 ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から 5 年間保管しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。